

川崎市バリアフリーまちづくり連絡調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 すべての市民が住み慣れた地域社会において安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行い、及び心豊かな生活を送ることができるよう行われる福祉のまちづくりを推進するとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第25条第1項の規定に基づく基本構想（以下「基本構想」という。）の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うため、川崎市バリアフリーまちづくり連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡調整会議は、次の事項について協議する。

- (1) 福祉のまちづくり条例及び整備内容に関すること。
- (2) バリアフリー法に基づく重点整備地区の選定基準及び指定に関すること。
- (3) 基本構想の作成に関すること。
- (4) 基本構想の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) バリアフリーのまちづくりの推進に関すること。
- (6) その他必要を認める事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡調整会議は、まちづくり局長が主宰し、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉事業者
- (3) 高齢者、身体障害者等
- (4) 市民
- (5) 公共交通事業者等
- (6) 関係機関
- (7) その他まちづくり局長が必要と認める者

3 まちづくり局長は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了をもって任期満了とする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡調整会議に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、連絡調整会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡調整会議は、まちづくり局長が召集する。

2 連絡調整会議は委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 第5条及び第6条の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 まちづくり局長は、必要があると認めるときは、連絡調整会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 まちづくり局長は、必要があると認めるときは、連絡調整会議に部会を置くことができる。

2 部会で協議すべき事項は、まちづくり局長が定める。

3 部会に属すべき委員及び臨時委員は、まちづくり局長が指名する。

4 第5条及び第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「連絡調整会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

5 連絡調整会議は、部会の決議をもって連絡調整会議の決議とする旨あらかじめ決議したときは、部会の決議をもって連絡調整会議の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 連絡調整会議の庶務は、まちづくり局指導部建築管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営について必要な事項は、会長が連絡調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。